

保育料請求についてのお知らせです！

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保育料の請求受付期間を施設ごとに指定します。
ご協力をお願いいたします。（※指定日以外の受付、**郵送も可能です。**）

◆施設ごとの受付日（指定日以外の受付も可能です）

①村内にある認可外保育施設	7月1日(木) ～ 6日(火)
②村外にある認可外保育施設	7月7日(水) ～ 12日(月)
③私立幼稚園・認定こども園・その他	7月13日(火) ～ 16日(金)

※土日・祝祭日除く

※6月中に請求書を提出することもできます。施設の指定は7月以降です。

◆受付時間：8時30分～17時15分（12時から13時の間は受付できません。）

◆受付場所：読谷村役場 こども未来課 窓口

◆必要書類

- 1 請求書（1部）※役場窓口で配布（役場ホームページにも様式があります。）
- 2 領収書（3ヶ月分）※園から配布
- 3 提供証明書（3ヶ月分）※園から配布
- 4 振込先の口座番号が分かる通帳の写し（一度提出した方は不要です。）

【注意】保育料請求の有効期限は2年となっております。無償化の認定を受けている方で保育料請求がまだの方はお忘れのないようお願いします。

◆年間スケジュール

対象月※ ₁	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
請求書提出期限※ ₂	7月16日	10月15日	1月17日	4月15日
振込日※ ₃	8月10日	11月10日	2月10日	5月10日

※₁ 3ヶ月毎の請求になります。6か月分・1年分をまとめて請求することもできます。

※₂ 対象月の翌月が請求書提出期限となります。

※₃ 対象月の翌々月が振込日です。提出期限を過ぎた場合は次回の振込日となります。

※ 振込日については、該当月の10日を予定していますが、土日・祝祭日にあたる場合、その日より前の休日でない日となります。

●問い合わせ先●

読谷村こども未来課 保育所幼稚園係
098-982-9240（直通）

